

福井県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時 令和3年3月22日（月）午後1時30分～

2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館6階 大ホール

3 出席者

委 員：原田進男、此下美千雄、田辺喜代春、橋本恵美、竹原正二、天谷菜海、田原大輔、水口亜樹、戸田照代、

事務局：石田書記長、領家書記長補佐、光谷書記長補佐、松宮書記、山下書記、若山書記、西村書記

4 欠席者

委 員：坂口奈美

5 農林水産部水産課長あいさつ

6 議事録署名委員：田辺喜代春 田原大輔

7 議 事

（1）諮問事項

- ・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について

（2）協議事項

- ・令和3年 目標増殖量について
- ・目標増殖量算定の見直し方針について

（3）その他

・議事録署名員指名

原田会長：議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。本日の署名委員は、
田辺委員、田原委員にお願いしたいと思います。

・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について

原田会長：それでは、議事に入ります。

まず、諮問事項であります第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について、事務局から説明を願います。

事務局：それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

座って説明させていただきます。失礼します。

それでは、皆さん、まずお手元の資料の確認でございます。

せんだけてお送りした資料と同じ内容のものを封筒には入れてございますが、それぞれ資料No.1－1のつづり、それから1－2のつづり、これが第1の諮問事項の資料となります。

続きまして、資料No.2からのグループです。

2－1、2－2、2－3、2－4、2－5、2－6でございます。

最後、まず会議に先立ちまして天谷委員のほうから水産庁のホームページに上げられている資料の委員の方々への配付を依頼されましたので、この「天然・野生の渓流魚」、カラー刷りのものでございます。こちらがお手元にあると思います。

それから、前回の委員会のほうで外来魚駆除等の質問がございましたので、それに対する打ち返しの資料がホームページのようなものが書いてあるものつづりでございます。こちらお手元にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、(1)の諮問事項から説明させていただきます。

今回、竹田川漁協から遊漁規則の変更の認可申請が知事のほうに上がってございました。これにつきまして、漁業法上、知事が認可をする際には、こちらの内水面漁場管理委員会の意見を聞いてということになるので、こちら諮問事項としてこちらは協議し、答申を返すということになります。

具体的な内容なんですけれども、資料1－1をご確認ください。

資料1－2は、この提出資料でございます。参考のためにつけてございますので、またお時間あればお目を通してくださいただければ十分でございます。

資料1－1 変更認可の概要でございます。

まず、1つ目です。あゆ遊漁期間の変更でございます。

現行、竹田漁協の遊漁規則では、組合が公表した日、解禁日から11月30日までと期限を定めてございましたが、これを6月1日から11月30日までの期間の中で組合が定めて公表する期間、要は解禁日と終了日を組合が定めて公表するという形になります。

この理由でございますけれども、毎年のあゆ遡上状況、先ほど課長のほうから説明がありましたが、あゆの遡上の状況、こちらに応じて散乱を迎えた親魚をどれだけ保護するかということで、11月30日よりも短い期間とすることも可能と

いうことの変更でございます。資源保護のためでございます。

もう一つ、こい遊漁期間の変更。

こちらも現行だと「1月1日から12月31日まで」、要は周年だったんですけれども、実際、竹田川漁協さん、山のほうでございますので、実際問題だと1月頃だと積雪がすごいということで、そのときに釣りに行かれると事故が起こる可能性があるということで、遊漁者さんの安全保護のため、事故防止のために1月から2月の間は遊漁期間としないということに変更するということで、「2月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間」ということの変更です。

続きまして、ダム区域遊漁券の廃止、全城遊漁券へ吸収一本化でございます。

竹田川漁協さんですけれども、竹田川の流域全体にまず、あゆとそれ以外の遊漁券を設定してございますけれども、その区域の中にダムがあります。そのダムだけの遊漁券を現在設定しているんですけども、現在、ダムの遊漁者の減少ですね。お店、これ、組合さんの事務局さんと遊漁証販売店との聞き取りの結果、ダム区域だけで釣りをされることが大分減ってきたと。そして、全城の遊漁券とダムだけの遊漁券、この2つが現在並立してございますので、遊漁者さんも組合もちょっと現場で混乱があるということで、あえてダム券だけ残す必要はないということで一本化するという変更でございます。

次に、遊漁証認証取扱店一覧の修正。

こちら、遊漁券を販売するお店についても遊漁規則に記載して公表するということになってございますので、お店をやめられた方、もしくは新しく追加するもの、もしくはお店が移転した方の住所変更、そういうものの変更でございます。

5番目です。遊漁承認証記載内容の変更。

遊漁期間の変更と、それからダム区域の変更に伴って遊漁証に記載する事項、こちらも遊漁規則の内容ですので、そちらの変更ということになります。

プラスアルファ、遊漁者の安全のため、ダム直下の水域、こちらの地域の安全を確認するということでございます。

資料1-1の7ページです。

今回、新しく禁漁区に設定するのが本当にダム直下ということでございます。こちらはダムの放水量によっては水がなかったりとか、もしくはダム放水で危険な水位、危険な放流等がございますので、こちら遊漁者の安全のためにこの区域はしっかりと禁止区間にして設定して明示したいということでございました。

次に、こちら、坂井市さんのほうから水道局からこちらの住民の水源地になっているので、油等による汚れが出て困るということですので、油を使用するボート、船外機を想定してますが、こちらを禁止と。

現状の電気で使う「エレキ」と呼ばれるものについては使用しても構わないという船を明記したいということでございました。

実際どうなるかというものが(2)の変更内容、新旧対照表の文言でございます。

2ページ目のほうから、あゆ、こいがこのように黄色の部分に変更されると。

それから、第5条で、旧のほうではダム湖というものがありましたが、こちらは新しいほうではもう全域のみで、その（注）のところにも禁漁区の明記でございます。

3ページが遊漁者取扱店の変更でございます。旧のほうで線引いていたところ、例えばフィッシングタックルフジノさんだと廃業されたので、ここが削除される。上州屋さんであると住所が移転したので、黄色のほうに変わっていく。

11、12、13、14、15番は新しく追加されたというものになります。

4ページのほうが先ほど申しました遊漁証の記載内容の変更でございます。

こちらの内容について資料のNo.1－2にあるんですけれども、知事の諮問文でございます。こちら、下のほう、記の下でございます。遊漁を不当に制限するものではないかどうか。遊漁の額が当該漁業権に関する水産動植物の増殖および漁場の管理に要する費用に対して妥当なものであるかどうかについて諮問されておるんですけれども、こちら2つ満たしておれば、知事は許可しなければならないということでございます。

今回の内容等につきましては、遊漁規則の変更の遊漁期間の変更、こちら、不当な制限というよりも、むしろ資源保護及び遊漁者の安全のためということになってございます。

3番についても、実情に合わせたものの変更であり、実質的な不当な制限にはならない。

4番につきましても、こちら修正ですので、こちらも不当な変更にはならない。

5番につきましても、不当な制限にも当たらない。安全性及び水質保全という内容でございますので、一 遊漁を不当に制限するものではない。二番ですけれども、遊漁の額については、今回は内容に入っておりますので、こちらについては審査をいたしませんが、今回の答申としては遊漁を不当に制限するものではないので、変更内容については妥当なものであるとこちらから更新るべきものと考えております。

こちらについて御協議のほう、お願いいいたします。

原田会長：ただいま説明がありました竹田川漁協の遊漁規則変更認可について、委員の皆様から何か御意見はございませんか。

何かございませんか。

ないようですが、知事の諮問に対して事務局の示したとおり知事に答申することに異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

原田会長：挙手全員です。したがいましてこのように答申いたします。

この答申書類の作成につきましては事務局に一任したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

・令和3年 目標増殖量

原田会長：それでは、協議事項に入ります。

令和3年度 目標増殖量について、事務局から説明を求めます。

事務局：それでは次に、協議事項の1つ目である令和3年の目標増殖量について説明させていただきます。

今回、今期初めて委員になられる方もおられますので、少し丁寧に説明していきたいと思います。

資料の説明、資料のグループごとに説明をして、時折、質疑の時間を設けたいと思いますので、そのときに御質問がある方はよろしくお願ひします。

それでは、資料No.2－1から説明していきます。

第五種共同漁業権と目標増殖量（増殖義務）についてです。こちら、概説を説明させていただきます。

第五種共同漁業権については、漁業法第六十条の第1項及び第2項、そして第5項に記載されてございます。こちら、漁業権と言いますけれども、こちら第五種共同漁業権は内水面、いわゆる海面以外の水面で漁業を営む権利ということです。

こちら、あくまで漁業を営むという行為の権利でありまして、水域の魚類の所有権であったり、水面の排他的な占有権というものまでも定めたものではございません。ただ、漁業を営む、例えば漁業を操業していることに対する妨害については、法律上、請求権で訴追ができるということになっています。漁業権とはそういういったものでございます。

第五種共同漁業権についてくる増殖義務についてでございます。

こちら、漁業法第六十八条に、「当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」という一文がございます。

すなわち、この増殖義務というのは、第五種共同漁業権を認める要件として必要なものでございます。

そして、この増殖義務について、数量化したものが今回、福井県内水面漁場管理委員会で数値として協議する目標増殖量となります。

こちら、増殖義務等については、条文上、こういったものしかありませんので、水産庁がこの法律、条文について全国的な解釈等を示したものが、いわゆる行政通達でございます。それが2ページ以降でございます。

3ページの黄色のところを見ていただきたいんですけれども、第五種共同漁業権における増殖とはどういうことかということなんですねけれども、「積極的人為手段により採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為」とあります。したがって、積極的な行為でございますので、禁漁区を設定する。これはもう手を出さないということ。ただの消極的行為なので、こちらには増殖行為というふうには解釈されないという考え方でございます。

3ページの最後のところです。毎年度の目標増殖量等。「免許を受けた者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう、委員会が、この委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業者、今回は漁協さんですねけれども、漁協さんに示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示することが望ましい」。目標増殖量の数量化を示すことについては、これを根拠にして内水面委員会で決めていくということになります。

続きまして、4ページでございます。

この続きなんですねけれども、委員会が毎年目標増殖量等を決定するに当たっては、「漁場環境の変化、天然再生産、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し」とございます。

福井県の目標増殖量、現行のものですが、この経済的能力に重きを置いたものとなってございます。

次に、6ページ以降、こちら、令和元年度ですから、令和元年の12月5日に内水面の漁協の組合長の会議がございまして、その後に研修会という形で私の方々が作成した資料をここで説明させていただいたものでございます。

内容としては一緒でございます。漁業権というのは、特定の水域で漁業ができる権利ということ。内水面の漁業権と海の漁業権の違いといいますと、海だと専業でやられる方が多い。一方、内水面だと「専業漁師」が海と比べて少ない。遊漁者あるいはそれ以外の利用が圧倒的に多い。生活用水だったり、農業用水だとか、そういう制約もある。そして、海よりも圧倒的に狭くて資源も少ない。

例えば池の水を全部抜く行為によって資源は全滅する、そういう制約もございます。漁業権として漁を続けていくならば、漁業者の相互扶助組織である「漁業協同組合」による資源や環境の管理が不可欠ということで、第五種共同漁業権として設定して、かつ、資源が減らないように増殖義務を設定しているということになってございます。

下のほうですねけれども、組合員のなりやすさとか、それから遊漁者からもお金を取る。さっきの諮問事項のところです。遊漁規則を設定すると管理の費用を遊漁者さんからもらうことができるということになってございます。

次のページです。目標増殖量の計算式とか算定要素をまとめたものでございます。

現行の算定要素ですと、まず放流実績、漁業権行使状況調査などによって書かれているものを参考にするんですけども、どれだけ放流したか、あるいはどれだけ産卵床を造成したかによって放流を出す。そして、それにどれだけお金をかけたかということをまずは見ます。

次に、漁協の収入でございます。こちら、毎年漁協から出してくる漁協の業務報告書の中の遊漁料の収入、賦課金・行使料収入。要は漁業権に基づいて組合が徴収できるお金ということになってございます。

増殖計画、こちら組合が3年ごとに設定していただいているもの、こちらについても算定のポイントとなります。

どの数値が上がれば目標増殖量が上がるかというものの表がこちらでございます。増殖実績が上がると目標増殖量が上がるような形。増殖経費、お金をかけばかけるほど目標増殖量は減っていく。漁協収入が多いとその分、増殖に回すお金がありますよねということで目標増殖量が上がっていくという形になってございます。

具体的な算定方法なんですけれども、その下の四角のこちらを見ていただきたいと思います。

その際に、今回、実際に算定したものと一緒に見ていただきたい。それが資料No.2-2でございます。

2-2と、それから先ほどの研修資料の四角の中でございます。

まず、過去3年間の増殖実績の平均を出します。資料No.2-2の一番左のマトリックスでございます。勝山市だったらあゆ4,679、これが増殖計、増殖実績でございます。

こちらに一度6割を掛けます。これ、目標増殖量を上回る増殖を続けていくとひっつきなしに目標増殖量が上がっていくことを防ぐためのストッパーという意味で6割でございます。こちらが仮の目標増殖量です。こちら、資料2-2の①のところでございます。それぞれの数値に掛ける6割をしたということでございます。

次に、過去3年の増殖単価の平均でございます。増殖経費と増殖実績。1キログラム増やすのにどれだけお金をかけているかということでございます。細かい算定については2-3に一括表があるんですけども、今回数値だけの説明ということで、2-2の1ページ、②のところです。3カ年平均増殖単価。勝山市さんだったら、大体あゆ1キロ増やすのに3,500円使っている。いわなだったら2,900円使っている。そういうものを出していきます。

続きまして、仮の目標増殖量です。①の量を達成するのに、この平均単価で掛けると幾らかかるかというのを試算します。

こちら、③の下の赤いところでございます。勝山市さんやったら、あゆ2,807

キロに 3,500 円を掛けると 970 万ほどとなります。こういった数値を全て出していきます。

その合計です。勝山市さんだったら合計のところ、1,000 万ちょっとになってございますけれども、こちらの仮の費用と、それから組合収入を比較していきます。それが③と④でございます。これを比べまして、仮の目標の増殖に係る費用が組合収入の 50% を超えるか超えないかで算定式は変わってきます。

2-2 の 1 ページは、組合収入の 50% を超えてしまう場合です。勝山市さんだと 1,000 万の後に 77%。50% を超えていますということですので、組合の収入の 50% 以内でできるような数字に案分計算して抑えていきます。その数字が④ A でございます。こちらで案分していきますと、1,316 万に比べて実際に 50% で抑えると合計 658 万円。この 50% 未満で実際にできる数字というもので換算して是正をしていきます。その結果、勝山市さんだと、あゆだったら 1,839 ということになります。

50% 未満だったらどうかということなんですねけれども、こちらは 4 ページになります。ちょっと小さくて申し訳ないんですけども、今回、九頭竜川中部さんだと組合収入に関して、あゆの目標量を達成するのに必要なお金が 42% でしたので、この場合は計算方式としては、仮の目標増殖量と組合が出していた増殖計画の多いほうということになります。九頭竜川中部さんだと増殖計画と仮の目標量を比較していきますと、おおむね仮の目標量のほうが多いということで、こちらを採用していくということになります。

この仮の目標量を仮に実行する場合であっても、組合の収入と比べると 42% 程度ということになりますので、この数字での 50% 未満ということなので、このままの数字になっています。

一方、その一つ下の日野川さんでございますけれども、日野川さん、仮の目標量で出すと、組合に比べて 38% で、その場合、また仮の目標量、①と組合の当初計画、青字と赤字のところを区別すると、増殖計画のほうが多い。じゃ、増殖計画で示そうと思いますと、そちらをお金で換算すると、今度は高過ぎる。赤字のところ、83% でございますけど、これだと高過ぎるということで、こちらはまだ 50% になるように案分計算して、結果、黄色いところ、2,415 キロという形になってございます。少し複雑でございますけれども、こういったふうに組合の収入の 50% を超えないように、経済的負担を重視した計算式で福井県では目標増殖量、義務放流量については設定をしているということでございます。

まず、ここまで現行の計算方式及び算定について御質問がある方がございましたら答えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

原田会長：何か、これはちょっと算定の仕方がややこしいさかい、ちょっと分かりにくいくかもしれません。

多田委員：算定に使う増殖単価なんですが、組合によって違うのは仕入れの関係なのかどうかということ。あと令和2年は使わないと思うんですけど、実際、その年度で、今回、コロナのことがあって、この単価というのは、例えば上がったり下がったりしてるのでちょっと知りたいです。

令和2年はここには使わないんですけど。

以上です。

事務局：回答いたします。

組合ごとの増殖単価、この差でございますけれども、例えば勝山市さんやつたらあゆ3,500円。一方、2ページ目の敦賀河川さんだったら2,500円。大きな差がございますけれども、こちら産卵床造成を行ったということがございます。

産卵床造成なんですけれども、算定の基礎として、現在、算定資料のほう、2-2のところにつけてはおるんですけども。

少しお待ちください。

2-2の9ページです。こちら、国の方が示した産卵床造成の何平米造成したらあゆ何キロと換算していいですよというものになってございます。

産卵床造成なんですけれども、1平米耕すと156個のふ化仔魚が得られ、それぞれが5グラムということで換算されることになっているんですけども。ただ、県内の産卵床造成のお金のほうの問題がありまして、私のほうも過去を調べてはいるんですけども、あゆをそのまま買うのに比べて産卵床造成を行うとコスパが良過ぎる。下手をすると10分の1、20分の1のときがございましたので、産卵床造成の影響が大きい。産卵床造成を1回やってしまうと、過去3年の平均の単価がぐっと下がってくる。その結果、安いお金でも同じ金額であっても、単価が低いとそれだけ大きい数字、目標数量となってくるということになってございます。

要は、単価の差はそういう放流以外のところに影響されているところが大きいということでございます。

次に、今年の増殖単価でございますけど、ちょっと今手元に資料がないので後ほど、後で回答させていただきます。すいません。

多田委員：ありがとうございます。

原田会長：ほかに何かありませんか。

橋本委員：先ほど産卵床のお話が出たと思うんですが、産卵床の算定の大元になる計算方法なんですけれども、きちんとしたエビデンスは出てるんですかね。それちょっとお聞きしたいのですが。

事務局：これが平成22年、国の方が、たしか岐阜か長野かだったと思うんですけども、そちらの川で実際にどれだけやって、ふ化率、そういうものを全て計算した上の数値でございます。ちょっとエビデンスになるとそういう論文のところ

に出さなければいけないんですけれども、冊子としては各県に配付されてございます。そういった論文に基づいた、全国的な。

橋本委員：平均値。

事務局：平均値というか指標値という。

橋本委員：指標ということなんですね。

事務局：はい。そちらを福井県として流用させてもらっているという形です。

橋本委員：ということなんですね。

そうすると、河川ごとによってやはり環境や親魚の状態というものがやはり違ってくると思いますので、全国一律でそういうふうに考えてしまうことで、やはりコスパがよ過ぎるとか、そういうような状態になってくると思いますので、地域でそういう件数というものをきちんと決めていくべきなんではないかなとちょっと思いますので、エビデンスというのがどうなっているのかという確認をさせていただいたんですけども。

分かりました。ありがとうございます。

原田会長：ほかに何かありませんか。ないようですので、説明を続けてください。

事務局：それでは続けて、2-3のところですね。令和2年度の目標増殖量の達成状況でございます。

こちら、目標増殖量に達成していない場合は、増殖要件を満たしていないということになり、そういった状況が長く続くと場合によっては漁業権の見直しあるいは統廃合というのになる可能性もございます。

令和2年の増殖実績でございますけれども、表の見方としては、組合と魚種、それから令和2年度の目標増殖量、増殖実績、どれだけ達成率、パーセンテージです。右側4つが算出の根拠です。放流量、これは要するに仔魚を放流した量。それから2番目が、先ほど話題になりました産卵床造成、何平米したか。次が孵化仔魚放流、要は親魚ですね。親魚から卵を取って精子をかけているという形なんですけれども。こちら、天然親魚と養殖親魚でちょっと評価が違います。こちらも2-2の9ページ以降にはあるんですけども、こちらで表にまとめてございます。

今回、勝山市さんのやまめ、こちらがちょっと放流の実績がなかったということと、それから3ページです。南西郷、美浜、わかさぎの放流量が足りなかった。鳥浜さんでもろこです。もろこの実績を換算すると50%だったということでございます。

これらやむを得ない事情であったら、こちらは次回、ペナルティは科しませんよということにはなってございますので、そちらについて理由を聞き取りました。そちらが最後のページでございます。ちょっと横になってしまふんですけども。

まず、勝山市さん、今回放流できなかつたというんですね。養殖業者のほう、

先ほどコロナの影響というお話が出たかもしれませんけれども、それにプラスやと思うんですけれども、種苗の供給業者が生育状況が芳しくなかったため、今回買うのは見合わせてくれと漁協のほうに電話あったそうです。その時点で、ほかのところから来るようなスケジュールもなかつたので、ちょっと組合側にとっては落ち度はなかつたということで、やむを得ない事情であって、ペナルティなしということが妥当であると事務局としては考えてございます。

続きまして、南西郷、美浜なんですけれども、わかさぎ、目標増殖量 85 万粒に対して、増殖実績が 80 万粒、5 万粒ほど足りなかつたということなんですねけれども。こちら、わかさぎの種苗購入の実務的な問題がありまして、諏訪湖産の卵を買うてはいるんですが、こちらは 50 万粒単位でしか買えない。そういうことで、今回、南西郷さんは美浜さんの分も合わせて委託を受けてやっているんで、実際は 105 万尾です。80 万と美浜町の 20 万、こちらを 105 万粒するところだったんですけども、結局のところ 50 万尾単位しか買えないということで、100 万粒しか買えなかつたということで、これも購入のリスク的な問題ということでやむを得ない事情であって、加算する必要はないと事務局としては考えてございます。

次に、鳥浜のところ、こちらタモロコなんですねけれども、目標増殖量としては発眼卵の 1 万粒ということを毎年課してはいるんですけども。これ、三方五湖在来のタモロコですね。三方五湖在来のタモロコということで、三方五湖しか種苗は得られることができない。

今回、1 万 5,000 粒放流されてございます。内規のほうで発眼卵 1 万粒は 2 グラムの稚魚約 3,000 尾として換算しておりますので、1,500 やとその半分で 50% 達成ということになるんですけども、こちら残りの部分も代替種苗がないため、やむを得ない事情であって、加算せずということとしたいと事務局としては考えてございます。

達成状況と未達成のところについてのペナルティについては以上でございます。

こちらについて何か御質問があればお受けします。

田辺委員：すいません。鳥浜の田辺です。

このところ、タモロコなんですが、2 年度は自分らでふ化をさせて、稚魚放流をやっていただきました。

ただ、今回の親魚がもう 3 年目になります。恐らく 3 年で卵が死んでしまうんじゃないかなというふうに懸念をしています。この親魚自体がほとんど捕れない状態で今進んでいます。こういう場合はどのような。卵はどこからも入れられんし、親が捕れないと自分らでふ化させることもできないという状態が続いているわけなんですから、こういう場合はどういう手段を取つたらいいのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

事務局：可能性としては、わかさぎやはぜみたいな卵を産みつけるようなものをつくるというのが一番考えられるんですけども、ただ、例えばそういった種苗を1平米で何匹分に加算されるかという、ちょうどそういった数値の裏づけがないとそこが裁量は難しいのではないかと思います。

ここは、タモロコについて漁業権として存続していくか存続していかないかの判断も含まれるとございますので、これは後ほど組合との協議になるとは思います。

田辺委員：ありがとうございます。

原田会長：ほかにありませんか。

田原委員：今のことについて、タモロコ、多分、三方五湖の中では重要種、漁業としてもそうですし、ラムサールとか、そういうところがかかつてくるもので、さっき組合長言われたみたいに、親魚がいない状態で、他県とか在来じゃないものを入れるような方向にはならないようにしていただきたいんです。

組合さんもそれ分かっておられるんで、親を捕って、発眼卵という形で今までやってこられてるんですけど、ペナルティになるので他県からとか、ほかのものってなるような動きにはならないよう、ほかのものもそうなんですが、ちょっとその辺りが数だけと判定すると、いろんな層が後からどうしようもないことになってくる可能性もあるので、その辺りをどういうやり方があるかあれでけど、さっきの例えば産卵床造成の一部としたときには、これ県で独自で算定式作ることになるんですか。水産庁は多分持っていないですね。その辺がないから漁協さんがやれなくならないような何かしらこういう手立てですかね。ちょっとそういうところを考えていただきたいなというか、ちょっとその辺り、意見というか、どういうふうな見解持っておられるか、お願いします。

事務局：一応大まかなルール、国とかのルールだと、要は数を増やすということがまずはルールになっていて、実際、通達の中で在来種以外を放流するなど來るのがうなぎだけなんですね、現状。それ以外は県の裁量ということになってござりますので。

実際の産卵床については、どこまでの調査が必要かというのもあるんですけども、他県では自分のところのそういった資源量を半減するために、それぞれ漁協さんと協力して数字を出しているところもあるとは聞きますので、そういったことも考慮してはいきたいと思います。

原田会長：よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

田原委員：資料2-3の2ページ目のこれは、平成2年度目標、例えば2ページの佐分利川漁協さんの当初は5キロで設定していて、実績としては10倍ということですね。それは何でなんでしょう。

事務局：こちら、私も気になって漁協のほうに確認はしたんですけども、どうやら目標増殖量が毎年5キロって出しているところ、去年に比べてプラス5キロというような解釈をちょっと間違えてたらしくて、それでどんどん10倍上になっていると。

これについて聞き取っていて、実際、目標増殖量とは単年ごとの数字なんですねということは今お伝えているので、今後どうなるか、組合の経営もありますので。

田原委員：そうですね。あまりにもちょっと。分かりました。

原田会長：ほかにありませんか。

事務局：じゃ、次、2-4に進んでもよろしいですかね。

次に、2-4です。こちら、去年の5月の委員会で、コロナがはやり出して遊漁者が減るだろうということで、特例措置を設けていたんです。その特例措置の説明と、適用状況について2-4で説明していきたいと思います。

こちら、2-4の1ページは、令和2年5月27日に委員会でこういった特例措置を設けましたよという通知分を各漁協に発してございます。

具体的な内容なんですが、2ページ目以降なんです。

基本的に、今回の目標量の算定についても、水産課のほうに確定の資料が届く。確定した資料で計算しておりますので、算定基準が少し去年とかではなくて、おととしの数字になってくると。令和3年度の目標増殖量の取扱いについては、これを例外的に直近の組合収入、聞き取りとか、そういうものでやっていくということになります。

目標増殖量の算定基準となる組合収入について、例外的に令和2年の組合収入を用いる。本来なら令和元年の業務報告書の数字を用いるんですが、令和2年の組合収入の速報値で計算するという例外でございます。

当時は、県をまたぐ往来の自粛であったり、不要不急の外食の自粛とかあります、県外からのあゆ釣りとかのお客さんが大いに減るだろうと考えまして、3の図でございます。グラフでございます。

令和元年の、これは去年の5月時点の資料ですので、(速報値)という字が出てますけれども、令和元年の組合収入よりも令和2年の組合収入が減るだろう。令和2年の組合収入が減るということは、令和3年以降の組合の増殖活動、そういったところのお金に算出が減っていくだろうということで、例外的にコロナで減った遊漁量、それをもとにして目標増殖量を決めていこうというのを去年決めていたんです。

ところが、ところがと言つてはなんですけれども、案外意外だったということで、むしろお客様が増えたという事情がございまして、4ページ、速報値で、令和元年とほぼ同水準、もしくはちょっと増収という結果になってございまして、唯一、日野川漁協さんだけが令和元年よりも大きく売上げが下がっていると。

いうことで、全体的にこの特例を全漁協にしてしまうとかえって不当な義務となってしましますので、例外適用をするのはこの大幅に下がった日野川さんだけということにしたいと思います。

こちら、算定表にはもう例外の取扱いをした数字で計算はしているんですけども、原則、令和元年の組合収入でやるとあゆだったら 2.4 トンだったところを、令和 2 年の速報値のほうの遊漁料収入でやると 1.7 と、こういったふうに緩和させていただくということで、例外的な取扱いの適用を是としてよろしいかというところも一つございます。

これについて何か御質問あればお願ひいたします。

原田会長：ただいま説明ありました目標増殖量の見直しの件について、何か御質問ありますか。

畠田委員：今御説明いただいたので、遊漁者がそれほど減らなかつたのはよかつたのかなと思うんですけど。意見というかあれなんんですけど、日野川さんもこれ、どちらかというと令和元年が非常に多かつた感じだったんですかね。ほかの年、その令和元年より前は令和 2 年と同等の感じになってますので、ちょっと例外的に元年が多かつたのかなという印象を受けました。

質問ではなくて、すいません。

原田会長：いろいろな御意見があろうと思いますが、様々なことも重なりますし、この件につきましては県内の漁協等と調整していただきまして、今後も引き続き協議していくみたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

事務局：じゃ、続きに 2-5 のほうでございます。

こちら、今までお話しした目標増殖量の算定及びペナルティなし。日野川さんの例外と取扱いを認めた上での通知文を組合のほうに発してよろしいかというところの案文でございます。

これらを含めまして、今回の資料 2-2 の数値、こちらを内水面漁場管理委員会から示す数値としてよろしいでしょうかということの御協議をお願いいたします。

原田会長：2-5 の説明。何か御意見はございませんか。

ないようですが、この事務局の提示した案につきまして御異議がないようですが、こういう通知の手続については事務局に一任させていただきます。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

・目標増殖量算定の見直し方針について

原田会長：では、次行ってください。

次、2-6。

事務局：それでは、もう一つの協議事項です。

目標増殖量の見直し方針について説明させていただきます。

次は資料2-6でございます。

2-6、1枚だけでございますけれども、見直しの方向性と今後のスケジュール、大ざっぱでございますが説明させていただきます。

先ほどの資料2-1から2-5、少しややこしい計算式がございましたけど、福井県の目標増殖量については、組合収入の50%掛ける増殖単価を超えない目標増殖量というのが今のベースの考え方でございます。

ただ、こちらだと組合として増殖単価掛けて数量を出すということなんで、少し不透明でややこしい。既に2-1から2-5のところで少しややこしかったんですけれども。ということで、組合としても分かりづらいということがありましたので、金額ベースでの基準値を提示する形の改正を現在見込んでございます。

例えば組合収入の50%相当の増殖活動を広く捉えて行ってもらう。増殖活動費を達成の数値の目標とするという形でございます。この50%にするか、もしくはほかのパーセンテージとするかは今後の協議次第でございますけれども、背景としては先ほど申しましたとおり、本県の増殖義務の基準が組合の経済的な負担力に重きを置いて設定していることです。

次に、先ほど御質問がありましたとおり、差がある増殖単価が出てくるんですけれども、わざわざそれを掛けてキログラムで提示すると、平成26年以降に評価の対象となった産卵床造成など、実情にそぐわない形が出てくると。要は増殖単価が組合によってまちまちになってしまう。

過去3年のうち、一度でも産卵床造成をやつてしまうと、平均単価が下がって、しばらく高い目標増殖量のほうが続いてしまう。要は、実情にそぐわなケースが続いてくるということになります。

現在の増殖行為の換算形式には、外来魚の駆除費用、それからカワウの駆除費用、そういうものが資源にどれだけ回復させるかという実態的な数字が出てこない。係数なんかは設定されていない。ただ、少なくとも外来魚の排除及びカワウによる食害の排除、そういう積極的行為によって漁業権魚種の数の回復というのには必ず寄与していると考えられますので、こういったものを評価したいという内実がございます。

方向性としては、そういう増殖単価に掛けるという処理を行わないで、組合収入の例えれば50%の費用という金額ベースで委員会から提示する。

種苗放流、これまでのものです。それから、外来魚やカワウの駆除、魚道の整備など、こういった資源増殖につながる積極的な行為に要したお金のほうを判断基準として基準額を上回ればよい。

例えば複数の漁業権魚種に寄与する行為、外来魚の駆除だとあゆだったり、こいだったり、全ての漁業権魚種に寄与するので、それについては過去の増殖費用、それぞれ魚種にどれだけ払っていたかの案分して割り振るということも考えてございます。

要は、分かりやすく組合収入の 50%でやってくださいという形に変えていきたいということでございます。

今後のスケジュールなんですけれども、この委員会の後、お金ベースでやってみますということについて、内水面漁連や各漁協に通知して意見照会等を続けていきたいと思います。

めどとしては大ざっぱですけれども、8月ぐらいに 50%なり、40%なりの数字だったりとか、どういった行為が増殖行為に入るのかというのを組合とも確認していくて取りまとめをしていく。

10月頃の委員会で令和4年の目標量算定に使えるためにこの時点で内規というか、計算方法を規定して、決議が得られましたら令和4年から適用していくということを考えてございます。

以上、今後の方針として説明させていただきました。何か御質問があればお願ひいたします。

原田会長：ただいま目標増殖量算定方法の見直しについて、今後の方針、案ですね。これに対して何か御意見ありませんか。

此下委員：方向性の細かなところはこれから多分出てくると思うんですけど、ここに出てくる魚道の整備っていうのは、これは漁協がする魚道の整備ですか。

事務局：こちらも組合の増殖行為についての水産庁からの通達なんですけれども、組合が要は身銭を切ったところとなります。

此下委員：どういう。

事務局：補助金だったりとか、そういった公共事業について組合が費用負担をしてないものはこちらに評価されないということになります。

例えば外来魚駆除だったら2分の1補助とかございますので、それやったら組合が負担したところだけ、2分の1だけ評価するということで考えています。

此下委員：大体河川の構造物は設置者が配慮してつけるっていうことになると、例えば農業用取水だったらその組合なり、多分県の補助なりとってくると思うんですけど、そこがつけることになるわけですよね。漁協自体がつける。補助金とかをもらって漁協が何らかの負担をしたときに、これが魚道の整備という行為になる。

事務局：はい。現状はそうです。組合が費用負担。簡易魚道も含めてですね。

委員：ああ。簡易魚道も含めてですか。分かりました。

天谷委員：こちらのパンフレット、ありがとうございました。

それで、これちょっとネット上に載ってたので、前もって見させていただいて、

それでこちらに来て今日勉強させていただいたんですけど。さっき若山さんのはうから第五種共同漁業の漁業法の中で、例えば禁漁区の設定というのは消極的になるので増殖にはならないとお聞きしたんですけど、そうするとこの中に出ている禁漁区設置のことが結構いろいろ書いてあるんですけども、これは増殖にはならないということでおよろしいんですか。

事務局：あくまで第五種共同漁業権の増殖義務に対する行為として評価されないということなんです。

天谷委員：それで、何か後ろのほうに漁場管理ということだと思うんですけど、「漁場管理料を確保するには」っていう説明も載っているんですけど、ちょっと話がそれてしまって申し訳ないんですけども、結局、増殖のために種苗放流をして、それで河川に魚が残った場合、残ってると思うんですけども、それをやっぱりいかに自然再生につなげていくかというのはとても大事なことで、それが結果的に増殖につながるのではないかなと思います。

ちょっとこここの増殖量の算定方法の見直し、今直接的にちょっとそれてしまうかもしれないんですけども、何らかの形でこういうふうな消極的なこともやり方があるし、自然再生の重要さというのを伝えていただける機会を設けていただけたらなと思います。

事務局：ありがとうございます。

原田会長：ほかにありませんか。

いろいろ御意見がありました、この件につきましては先ほど申しました通り、県内漁業との調整が必要でございますので、今後引き続き協議をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

・その他

原田会長：それでは、その他の事項に移ります。

御発言されたい方はいらっしゃいませんか。

事務局：すいません。それでは、事務局のほうから。

前回の委員会のほうで質問いただきました県の外来魚対策等について説明のほうをさせていただきます。

資料No.のないホームページの1ページ目が書いてある資料、お手元にございますでしょうか。

まず、前回、九頭竜川及びダムのほうでどのような外来魚対策をされておるかということでございまして、福井県のホームページのほうですね。九頭竜川で外来生物のコクチバスの釣獲がありましたと。その報告と、それから釣れた場合は再放流をしないで殺処分などの対応をしていただくようお願いしますという案

内、お願いのほうを掲載してございます。

それが1ページ目。

その添付資料として2ページ目がコクチバスの概要についてでございます。

概要と、それから生きたままの搬出は特定外来生物法によって罰則の対象になりますということをお書きしています。

次が、外来生物法のパンフレットがこの添付資料としてつけられております。

水産課というか、そういう県のほうの看板の設置等についても行っておりまして、それが4ページにございます。

左側は九頭竜湖のほうに設置されている看板でございます。

こちらの湖面にアクセスしやすい斜面です。看板の後ろのほうにフィッシングボートが映っていると思うんですけど、おおむねここで一般遊漁者さんが車をつけてここから船を下ろして、釣りに行くスタート地点でございます。こちらのほうに外来魚の放流の防止と、それからその看板の中に外来魚を釣った場合はリリースをしないよう御協力くださいという旨の啓発をしているところでございます。

ちなみに、下のほうに九頭竜ダムでのウチダザリガニ、こちら特定外来生物ですので、こちらについても啓発の内容は掲示してございます。

右側は河内川ダム、若狭河川漁業の上流のほうにできましたダムについて、令和2年に、こちらについてもブラックバス等を放流されないようにということの啓発看板を設置しているところでございます。

次に、鳥浜漁協の田辺組合長からも質問がありましたアカミミガメを指定できないかというお話ですけれども、まず特定外来生物法、国のほう、こちらについての内容なんすけれども、つまり委員会指示については。ただ、アカミミガメというのは一般の方が広く飼われているということで、今新たに特定外来生物法に基づく指定生物にしてしまうと、飼い続けることに許可が要ったりとか、動かすことに許可が要ったりすること、そういう義務が課せられてきますので、それを嫌って、かえって法律ができる前に逆に捨てる人が増える可能性がある。そういったことで、特定外来生物法の指定にはちょっと見送られているという現状のようです。

三方五湖の支援再生協議会ほうが環境省のほうで計画を立てているんですけれども、そちらのその調査の内容で見ますと、アカミミガメのおなかの中の内容物、多くは植物性のものです。一部、アメリカザリガニなどのエビ類、そういうものが見られたということで、ただ、調査結果の取りまとめの言葉の中では漁業に対する被害そのものについてはそれほど大きくないのではないかということでまとめてございました。

取り急ぎ、いただいた質問に対して水産課のほうからはこのとおり回答させて

いただきたいと思います。

原田会長：前回、委員からの持ち帰りとなりました、外来魚の対策等についての説明をも
らいました。

何かほか、このことについて御意見ございますか。

田辺委員：ありがとうございます。

アカミミガメに関しては、確かに食害というのははっきりしてないんではない
かなと思っています。ただ、網にかかったりとか、そういう状態が結構続いている
わけですね。うっかり触れない。鋭い爪がありますので、うっかり手をかけて
ということができないんで、取りあえず何とかしてもらいたいというのが私の思
いです。

今、県のほうからのそういう家庭で飼われているもの、確かにともとミドリ
ガメという形で、市販されているかどうかは知りませんが、相当飼われていたも
のが飼い切れなくなって増えていったものだろうというように憶測はします。

そういうことで、精いっぱい駆除をやるつもりはしていますが、とても駆除し
切れるものじゃないぐらいの増え方をしています。その辺をまた何とかできないか
できるようにとかいう、カメだったらこういう方法で駆除してください、何かい
い知恵がございましたらまた教えていただきたいと思います。

現在は籠を利用した捕獲方法を使っています。今のところ、それぐらいしか方
法がないんで、袋網と籠だけです。ほんで、これが逆にはえ縄とか、餌をつけて
釣るという行為はどうなのか。恐らくカメだと釣れると思います。現実、釣りの方
が「カメが釣れてカメが釣れてどうもならん」なんて言われますので、餌釣り
でも構わないのかどうか。そういう駆除の仕方をやってもいいのかどうかという
のもまたお答え、御検討願いたいと思います。

それともう一点、カワウなんですが、三方湖に今40羽ぐらいのカワウが確認さ
れています。いろんな書物読んでみると、カワウは1日500グラムぐらいの餌
を取るというふうに書かれています。500グラムで1日40羽、相当な量。今、稚
魚の放流なんか、我々目いっぱい、何とかしなきやいけないっていうことでやら
せてはいただいてますが、カワウの増え方がちょっと今までより異常な増え方を
している。もともと20羽ぐらいの確認じやなかつたかなと思うんですが、今、私
もちょっと写真も撮ってますけど、40羽ぐらいのカワウが確認されます。今まで
見たことのない、頭の白っぽい部分のあるカワウ、これは去年まではいなかつた
と思ってます。そういうカワウも増えてきてますので、何とかこのカワウ対策を
三方五湖ができるような、何かの施策をしていただきたいと思います。

以上です。

原田会長：要望ということで、何かこれに対して。

事務局：自然環境課の西垣です。お世話になります。

カワウということで今困っていらっしゃるという話伺ったんですけれども、自然環境課と、あとその先の自然保護センターのほうでカワウ調査というのを毎年やっていまして、春と夏と冬とやっているんです。

過去10年くらいずっと傾向を見てまして、特にカワウが増えている状況にあるというわけではないかなと思います。

県内13地点の繁殖コロニーはずっと追いかけているんですけども。

ただ、カワウっていうのは離合集散といいまして、あるところに集まつてはまた分かれて分散するとか、いろんな多様な行動をするということで、この近畿地方の一大繁殖地は琵琶湖の竹生島だと思うんですが、基本的な行動パターンとしては、夏場にそこで繁殖して、冬場に福井県のほうに分散化。福井県とか、あるいは愛知のほうとか、あちこちに散らばって越冬すると。

一部の個体については福井県にそのままどまつて周辺の河川で被害を出すということもあるかと思います。

ある河川では、今年集中的にやられたと。ただ、また翌年になると少し収まつたということで、局所局所を見ると波打つような被害の出方もするというのは聞いています。

基本的に河川であったり、三方湖もそうですけれども、釣り人が入ってきたりして人が多いところでの銃による駆除というのはなかなか難しいと。事故も起りますし、なので基本的には防除、網を張ったりとか、そういった形の対策に終始しているという状況です。

自然環境のほうは引き続き個体数の動向というのは見ていきたいと思っているんですけども、その対策については引き続き水産課と自然環境課と連携して、他県の情報なんかも注視しながら、いい方向というのを引き続き模索していくなというふうに思いますので、ぜひ各漁協さんにおかれましては被害状況とか飛来状況について、情報提供いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

原田会長：ほかにありませんか。

特にないようですが、以上をもって本委員会を終了いたします。

御苦労さんでした。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和3年 6月 1日

福井県内水面漁場管理委員会

会長

原田道男

議事録署名員

委員

田原大輔

委員

田辺喜代春

